

電子帳簿保存法改正について

令和3年度（2021年度）の税制改正によって令和4年（2022年）1月1日に改正電子帳簿保存法が施行されることになりました。電子取引案件については、タイムスタンプ要件や検索要件が緩和される一方で、**電子取引の紙保存が廃止されるなど、新たな対応が必要になる場合もあります。**

電子取引要件3つの改正ポイント

✓ **タイムスタンプ付与期間の延長**
タイムスタンプを付与する期間が現行の「遅延なく」から2ヶ月以内に延長されます。



✓ **検索機能要件の緩和**
検索項目を取引年月日、取引金額及び取引先に限定し、電磁的記録にダウンロード要件を満たす場合は、範囲指定及び二以上の記録事項での検索要件が不要になります。（売上高が1,000万円以下の場合は、検索機能の要件は不要）



✓ **紙の保存に代える措置の廃止**
電子取引の取引情報を紙で出力した書面の保存をもって電子的記録に代えることができる措置が廃止になります。



現在、電子取引の取引情報を紙で出力し、書面での保存をもって電子的記録に代えている場合は、運用の見直しが必要です。



電磁的記録に関して、隠蔽または仮装により所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更生があった場合、申告漏れの重加算税の10%を加算されます。

電子帳簿保存法改正対応（電子帳簿保存法対応スイート）

ウイングアークでは法的要件に対応したソリューション「電子帳簿保存法対応スイート」を提供しています。電子データによる「帳簿・書類の保存」や、紙で受領した証憑の「スキャナ保存」だけでなく、令和3年度の改正における注目ポイントである「電子取引」への対応も同一環境で実現が可能のため、管理負荷を抑えます。

ウイングアーク製品で対応可能な書類



国税庁公認の第三者機関であるJJIMAの定める

- 電子取引ソフトの認証
- 電子帳簿ソフト法的要件認証
- 電子書類ソフト法的要件認証
- 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証

を取得しています。

資格認定制度

- プライバシーマーク制度付与認定（日本情報経済社会推進協会、北海道第1号）
- ISMS 情報セキュリティマネジメントシステム認定（日本品質保証機構）
- ISO 9001 品質マネジメントシステム認定（日本品質保証機構）



株式会社 **HDC**
Hokkaido Denshikeisan Center

〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目2番地 南一条道銀ビル
法人ビジネス本部法人営業部
Tel:011-261-5504 Fax:011-221-2697
URL:<http://www.lilac.co.jp/hdc/>